



まちづくりだより

第一整備地区

第56号

土地区画整理審議会委員選挙について

当選人(宅地所有者)の決定について

前号(第55号)でもお知らせしたとおり、土地区画整理審議会委員選挙については、立候補者が定数を超えなかったことから、選挙期日(令和7年1月19日)の翌日をもって、立候補者全員が当選人として正式に決定しました。なお、任期は令和7年2月10日から令和12年2月9日までとなります。

区分	当選人氏名(届出順・敬称略)
宅地所有者が選挙する委員	大木 正 (おおき ただし)
	田所 利一 (たどころ としかず)
	株式会社栄光メデイコ
	田所 昇司 (たどころ しょうじ)
	横田 廣司 (よこた ひろし)

再選挙(借地権者)の実施について

借地権者については立候補者がいなかったため、土地区画整理法施行令第41条第1項の規定に基づき以下のとおり、再選挙を実施いたします。なお、今回の再選挙で立候補者が定数を超えない場合は投票を行いません。また、立候補者がいない場合は借地権者が選挙する委員は欠員となります。

～ 今後のスケジュール ～

- 1 選挙期日及び選挙人名簿の縦覧の公告
【1月24日】
- 2 選挙人名簿の縦覧
【1月27日～2月9日】
- 3 立候補届の受付
【2月18日～27日】
- 4 選挙日(投票・開票)
【3月12日】

選挙人名簿の縦覧及び 立候補届の受付について

選挙人名簿の縦覧及び立候補届の受付の会場・時間は以下のとおりです。なお、土日祝日は原則縦覧及び受付を行いませんので、ご希望される場合は、事前に麻溝台・新磯野区画整理事務所までご連絡ください。

- ◆会場：相模原市役所第一別館3階
麻溝台・新磯野区画整理事務所
- ◆時間：午前8時30分から
午後5時15分まで

相続登記の義務化について

令和6年4月1日から、相続人は不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記することが法律上義務化されています。

遺産分割がまとまりそうにない（争いがある）場合や、登記上の所有者の相続人が非常に多いために、相続登記に必要な戸籍関係書類の収集に時間を要する場合など、ご事情により期限内に相続登記をすることが困難な場合でも簡易に義務を履行できるよう「相続人申告登記」という新たな制度も創設されています。

相続登記義務化の概要

遺産分割の話合い
がまとまった

遺産分割の結果に基づく相続登記
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要(※)

早期に遺産分割を
することが困難

相続人申告登記
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要(※)

※令和6年4月1日より前に相続した不動産は令和9年3月31日までに登記が必要です

相続登記の義務化の詳細については、法務省のホームページをご確認ください。

○相続登記の義務化特設ページ

<https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki-gimuka/index.html>



麻溝台・新磯野まちづくり担当部長について

令和7年1月1日付け人事異動により、麻溝台・新磯野まちづくり担当部長の松枝裕二が転出し、新たに大田康雄が就任しました。



おおた
やすお
大田
康雄

権利者変動等に伴う届出について

引越し等による住所の変更や、土地区画整理事業区域内の土地の売買、相続等による所有権の変更があった場合は、市に対して届出をお願いします。

発行 相模原市 都市建設局 麻溝台・新磯野区画整理事務所
〒252-5277 中央区中央2-11-15 相模原市役所第1別館3階
TEL :042-769-9254 (事業計画・換地・補償に関すること)
TEL :042-707-7184 (現場管理に関すること)
FAX :042-754-8490